

✚ 貨物概要

甲が革、本底がゴムから成る履物。甲はひも締めで、足入れ口部分にアキレス腱等の保護パッドを有する。

爪先部分は堅牢で、甲の部分は防水加工が施されている。

外底の踏みつけ部の厚さは 13mm、かかと部の厚さは 25mm。

本底表面は、すべり止め成型を有する。

登山用として使用される。

✚ 分類

関税率表第 6403.91 号－1－(1) (統計番号 6403.91-011) の体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

✚ 分類理由

本品は、関税分類例規第 2 編国内分類例規「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」のⅡの表の 5 に規定された「登山靴」(※) に該当するため、上記のとおり分類されます。

(※) 5 登山靴 下記(1)から(3)までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、登山用(軽登山を含む。)に供されると認められるもの

(1) 本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分(山を含む。)の厚さが 9 ミリメートル以上であり、かつ、踵部の最も厚い部分(山を含む。)の厚さが 18 ミリメートル以上のもの

(2) 本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用鋲(ムガ、クリンカー等)を打ち付けてあるもの

(3) 甲締め部分がひも締めのもの





注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）